

平成 10 年 9 月 30 日  
警察本部訓令第 27 号  
警 察 本 部 長  
最 終 改 正  
平成 27 年 3 月 17 日

## 埼玉県警察装備品の管理に関する訓令

( 概要 )

埼玉県警察において保有する装備品の管理及び運用について必要な事項を定めたもので

装備品の定義

保管、取扱責任者

定期点検

亡失、き損時の報告様式

装備資機材総合運用業務への登録

等について定めている。